

6 高第 8 1 7 号  
令和 6 年 8 月 1 6 日

一般社団法人京都府歯科医師会会長 様

京都府健康福祉部高齢者支援課長  
( 公 印 省 略 )

令和 6 年度介護保険サービス事業者等に係る集団指導について

平素は、介護保険制度の円滑な実施に御理解、御協力をいただいております。厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図ることを目的として、毎年、介護保険事業者を対象に集団指導を開催しているところですが、本年度につきましても下記のとおり実施することとし、別添（写）のとおり各事業者あて通知しましたので、参考までにお知らせします。

記

1 実施方法

京都府HP上での動画配信及び資料掲載による

2 実施期間

令和 6 年 8 月 1 6 日（金）～令和 6 年 9 月 3 0 日（月）

3 内 容

- (1) 運営上の留意点について
- (2) 変更等に係る届出、介護保険事業者指定・許可の更新について
- (3) 事故報告・高齢者虐待・身体拘束について
- (4) 指定申請等に係る電子申請について
- (5) 業務管理体制の整備に係る事項について
- (6) 情報の公表制度について
- (7) 介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業について
- (8) 請求事務に係る留意事項等
- (9) その他各関係課・団体からの周知事項等

4 その他

各事業所の視聴状況を把握するため令和 6 年 9 月 3 0 日（月）を提出期限として報告を依頼しておりますが、本報告がないことをもってみなし指定事業所に京都府から視聴を督促したり、指導するということはありません。

また、介護報酬を請求されていない事業所におかれては、視聴が不要ということを通知上で明確にしております。

京都府健康福祉部高齢者支援課

事業所・福祉サービス係

TEL 075-414-4571

6 高第 8 1 7 号  
令和 6 年 8 月 1 6 日

指定居宅サービス事業所  
指定介護予防サービス事業所  
指定介護老人福祉施設  
介護老人保健施設  
介護医療院  
（いずれも京都市内に所在する事業所を除く）

管理者 様

京都府健康福祉部高齢者支援課長  
（公 印 省 略）

### 令和 6 年度介護保険サービス事業者等に係る集団指導について

京都府では、介護保険サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図ることを目的として、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき下記のとおり集団指導を実施しますので、お知らせします。

今年度は、新型コロナウイルス感染症等の拡大防止のため、集合形式での開催ではなく、京都府ホームページ上での動画配信及び資料掲載による開催といたしますが、視聴状況を確認するため、視聴後は令和 6 年 9 月 3 0 日（月）までにホームページ上にある電子申請フォームにより報告いただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 実施方法

京都府ホームページ上での動画配信及び資料掲載による  
令和 6 年度介護保険サービス事業者等集団指導／京都府ホームページ (pref.kyoto.jp)

#### 2 実施期間

令和 6 年 8 月 1 6 日（金）～令和 6 年 9 月 3 0 日（月）

#### 3 内 容

- (1) 運営上の留意点について
- (2) 変更等に係る届出、介護保険事業者指定・許可の更新について
- (3) 事故報告・高齢者虐待・身体拘束について
- (4) 指定申請等に係る電子申請について
- (5) 業務管理体制の整備に係る事項について
- (6) 情報の公表制度について
- (7) 介護職員等处遇改善加算取得促進支援事業について
- (8) 請求事務に係る留意事項等
- (9) その他各関係課・団体からの周知事項等

#### 4 お問い合わせ先

京都府健康福祉部高齢者支援課 事業所・福祉サービス係  
TEL 075-414-4571 FAX 075-414-4572

6 高第 8 1 7 号  
令和 6 年 8 月 1 6 日

各みなし指定の指定居宅サービス事業所 } 管理者様  
各みなし指定の指定介護予防サービス事業所 }  
(いずれも京都市内に所在する事業所を除く)

京都府健康福祉部高齢者支援課長  
( 公 印 省 略 )

### 令和 6 年度介護保険サービス事業者等に係る集団指導について

京都府では、介護保険サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図ることを目的として、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき下記のとおり集団指導を実施しますので、お知らせします。

今年度におきましても、新型コロナウイルス感染症等の拡大防止のため、集合形式での開催ではなく、京都府ホームページ上での動画配信及び資料掲載による開催といたします。視聴いただきましたら令和 6 年 9 月 3 0 日（月）までにホームページ上にある電子申請フォームにより報告いただくようお願いいたします。

なお、集団指導を視聴されないことのみをもって通常実施しております個別の指導の対象とはしていませんが、介護報酬を請求されている又は請求予定のある事業所においては積極的な視聴をお願いします。介護報酬を請求されていない事業所におかれましては、視聴の必要はございません。

### 記

#### 1 実施方法

京都府ホームページ上での動画配信及び資料掲載による  
令和 6 年度介護保険サービス事業者等集団指導 / 京都府ホームページ (pref.kyoto.jp)

#### 2 実施期間

令和 6 年 8 月 1 6 日（金）～令和 6 年 9 月 3 0 日（月）

#### 3 内 容

- (1) 運営上の留意点について
- (2) 変更等に係る届出、介護保険事業者指定・許可の更新について
- (3) 事故報告・高齢者虐待・身体拘束について
- (4) 指定申請等に係る電子申請について
- (5) 業務管理体制の整備に係る事項について
- (6) 情報の公表制度について
- (7) 介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業について
- (8) 請求事務に係る留意事項等
- (9) その他各関係課・団体からの周知事項等

#### 4 お問い合わせ先

京都府健康福祉部高齢者支援課 事業所・福祉サービス係  
TEL 075-414-4571 FAX 075-414-4572

#### 【参考】

みなし指定について

医療保険の指定を受けている病院、診療所、薬局（居宅療養管理指導のみ）等においては、介護保険法に基づく指定申請が行われなくても、特段の申し出がない限り、「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」について介護保険事業者の指定があったものとみなされています。（これを「みなし指定」と呼んでいます。）